

セコム

セコム  マイホーム保険

住まいの火災保険

セコム安心マイホーム保険にすれば、 ご自宅の保険料がコストDOWN!

お客さまのお住まいの保険料、**最大約50%OFF** (当社比)

<ご契約例> 東京都江戸川区木造モルタル塗り一戸建て住宅(保険金額:建物2,000万円・家財1,000万円)の場合

標準タイプ

セコム安心 マイホーム保険なら

従来の「住宅総合保険」とほとんど同じ補償内容で⁽¹⁾保険料は割安と、断然おトクです。



セコム安心マイホーム保険

保険料が
**約20%
OFF** ⁽²⁾

ホームセキュリティタイプ

ホームセキュリティを 設置のお住まいなら

リスク軽減を加味して「ホームセキュリティ割引」を当社規定により適用します。



セコム安心マイホーム保険



[ホームセキュリティ割引]

保険料が
**約30%
OFF** ⁽³⁾

ご希望により、**水災補償をはずすことができます。**

丘の上にあるお宅や、マンションの高層階など水災(浸水、土砂崩れ等)の危険が小さい方は、水災補償をはずすことによりさらに保険料をお安くすることができます。

水災に対する補償を取り外す場合は、住環境や過去の水害歴をご考慮の上お申し込みください。



[水災危険不担保特約]

保険料がさらに
**約20%
OFF**

- (1)セコム安心マイホーム保険には、住宅総合保険に含まれる火災等による死亡、後遺障害または重傷に対する費用の補償(傷害費用保険金)がありません。
- (2)保険料の比較は、2005年4月1日現在における当社の「住宅総合保険」と「セコム安心マイホーム保険(傷害保険無、賠償責任保険不担保)」との比較です。
- (3)保険料の比較は、2005年4月1日現在における当社の「住宅総合保険(機械警備割引等 適用無)」と「セコム安心マイホーム保険(HS割引適用有、傷害保険無、賠償責任保険不担保)」との比較です。

こんなお住まいなら**保険料がさらに!**割引になります。

火災に強いつくりなら

耐火性の高い建物は、火災のリスクも低減されるもの。当社規定の耐火性能に優れた住宅()にお住まいの場合、建物・家財の保険料が割引になります。

B構造の場合:当社指定の住宅メーカーが建てた指定商品。
C構造の場合:外壁が二重の壁材で構成されておりかつ当該外壁の全てが、通常の火災時の加熱に1時間または45分以上耐え得る性能を有していることを当社が確認した一定の建物



セコム安心マイホーム保険



[耐火性能割引]

さらに!
保険料が
**約8~23%
OFF**

オール電化住宅なら

「オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気でもかかろう住宅)」は火災リスクが低いので、建物・家財の保険料が割引になります。



セコム安心マイホーム保険



[オール電化住宅割引]

さらに!
保険料が
**約3~9%
OFF**

他にもおトクな
割引制度を
ご用意しています。

マンションにお住まいなら、
保険料がおトクになります。

分譲マンションの専有部分を対象とした「マンション戸室(M構造)保険料」を設定いたしました。分譲マンションにお住まいの方は、建物の保険料をより抑えることができます。

長期一括払いなら、更に保険料が割安になります。

(長期保険保険料一括払特約)

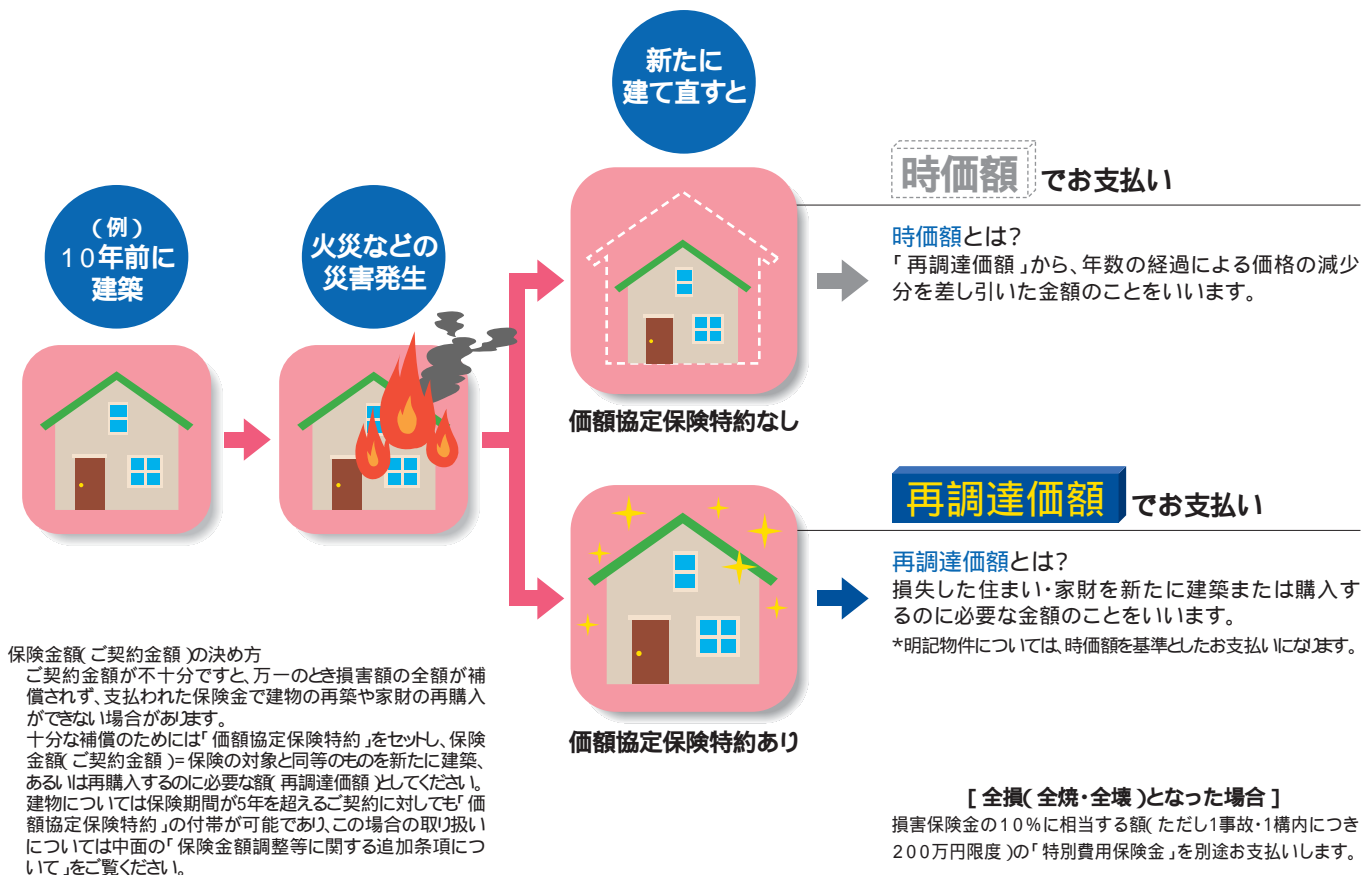
1年契約で同じ年数契約した場合に比較すると、支払保険料の総額に大きな差が出ます。2年以上1年単位で最長36年までご契約いただけます。(ご契約条件により、ご契約いただける保険期間は異なります。)

保険料水準の目安

5年契約	4.25年分
10年契約	8.00年分
20年契約	14.40年分
36年契約	22.20年分

セコム安心マイホーム保険なら、 充実補償で安心がグレードUP!

被災後の、お住まいや家財を元どおりにする費用を全額お支払い!
価額協定保険特約(建物新価、家財新価)のセットをおすすめします。

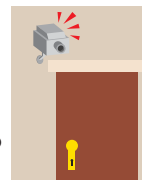


セコム損保ならではの、こんな場合も補償いたします。

事故による、
ガラスや鍵の修理手配を
行います。



お客さまが負担した、
防犯・防災器具の購入等の費用に
対しても保険金をお支払いします。



事故発生時の安心サービス

万一、盗難事故が発生して、ガラスや鍵が壊されてしまっても安心です! 修理に関する業者手配を行い、その費用については保険金で直接、セコム損保がお支払いします。
*費用支払いについては、建物を保険の目的としてご加入されている場合となります。保険金を超える費用支払いは、お客様のご負担となります。山間部、島しょ部など修理業者が対応不能な一部エリアについては、本サービスは提供されません。

セキュリティグレードアップ費用

ご契約対象である建物が火災や盗難等により「3万円以上」の損害を受けたとき、危険軽減の為にお客さまが新たに負担した防犯・防災器具(防犯カメラ・家庭用消火器・金庫など)の購入等の費用に対しても保険金(火災・盗難危険軽減費用保険金)を最高20万円までお支払いします。

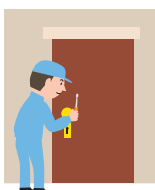
さらに! こんな場合のこんな損害および費用も補償いたします。

お住まいからの失火による
ご近所の住宅や家財の
損害の補償



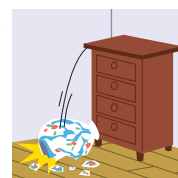
[類焼損害担保特約]

ご自宅のドアの鍵が
盗まれた際の
ドアの錠の
交換費用



[ドアロック交換費用担保特約]

思いもよらない、
不測かつ突発的な
事故による
損害の補償



[破損・汚損損害等担保特約]

大切なお住まいや家財をワイドにお守りします。

1 火災



2 破裂・爆発



3 落雷



4 風災、ひょう災、雪災

20万円以上の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



5 建物外部からの物体の衝突



6 水濡れ

給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故によるもの



7 騒ぎよう等に 伴う暴力行為 もしくは 破壊行為



8 盗難



9 持ち出し家財の 損害

(1~8の事故によるもの)
*家財を対象にご契約いただいた場合に限ります。



ご希望により下記の補償内容は選択(取り外し)が可能です。

10 水災 (浸水等)



台風、暴風雨等によるこ水、融雪こ水、高潮、土砂崩れ等で被った建物または家財の損害に備えます。

11 傷害



日本国内外で、ご契約者やご家族が交通事故または保険の対象となる建物の敷地内でケガをされた場合、ご加入いただいた口数に応じ保険金をお支払いします。

12 個人 賠償責任



日本国内で、ご本人またはご家族が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合に備えます。

13 借家人 賠償責任



賃貸住宅にお住まいの方が、万一火災や破裂・爆発事故等を起こし借戸室に損害を与え、家主さんに対し、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。

ご希望により下記の補償内容は追加が可能です。

14 類焼損害



お住まいからの失火により、類焼補償対象物(居住用建物でその全部または一部で世帯が現実生活に営んでいるものまたはその収容家財)が受けた損害を補償します。

15 ドアロック 交換費用



ご自宅のドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用(ドアロック交換費用)を補償します。
*複数戸室を有する賃貸建物(賃貸アパート・賃貸マンション等)や分譲マンションの共用部分を保険の目的とする契約に対しては本特約を付帯できません。

16 破損・汚損損害



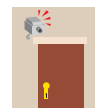
ご契約対象である建物または家財について生じた1~8および10以外の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。また、「持ち出し家財」について生じた9以外の不測かつ突発的な事故による損害も補償します。

さらに! 各種費用もしっかりカバーします。

被災時の思わぬ出費に備え、上記損害保険金に加え下記の費用保険金をお支払いします。

セキュリティ・グレードアップ費用(火災・盗難危険軽減費用)

火災、破裂・爆発または盗難により保険の対象に3万円以上の損害を被ったとき、お客様が危険軽減の為にあらたに負担された費用を1事故・1構内につき最高20万円までセキュリティ・グレードアップ費用としてお支払いいたします。



残存物取片づけ費用

残存物取片づけ費用とは、清掃費用等のあとかたづけ費用をいいます。上記1~7の事故の場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。



臨時費用

事故により仮住まいの費用がかかる等、被災時には意外な出費があります。上記1~7の事故の場合に、損害保険金にプラスして臨時費用保険金をお支払いします。



失火見舞費用

お住まいから発生した火災、破裂・爆発事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じたとき、近隣への失火見舞費用保険金をお支払いします。(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)



損害防止費用

上記1~3の事故の際、損害の防止・軽減のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。(例:消火活動のための消火薬剤等のつかえ費用)



修理費用

賃貸住宅にお住まいの方が上記1~8の事故により、借戸室が破損または汚損した際に、家主との契約により小修理費用を負担した場合にお支払いします。



地震火災費用

地震・噴火・津波による火災で保険をおつけいただいた建物や家財が次のような損害を被ったとき、地震火災費用保険金をお支払いします。建物...半焼以上のとき 家財一式...収容する建物が半焼以上あるいは家財が全焼となったとき



各保険金のお支払い条件は、「保険金のお支払い条件」をご覧ください。

地震の多い日本だからこそ備えは万全に!

地震保険のおすすめ

セコム安心マイホーム保険では、地震・噴火・津波による損害は補償されません。地震等による火災(延焼・拡大も含む)によって生じた損害だけでなく、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。しかし、地震保険に加入しておけば、そんな場合にもしっかり補償します。ぜひ地震保険のご加入をご検討ください!



- *セコム安心マイホーム保険の保険期間(ご契約期間)の中途から地震保険をご契約になることもできますので、ご希望される場合には、弊社または取扱代理店までご連絡ください。
- *大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができないことがありますのでご注意ください。
- *地震保険も保険期間が1年を超える長期契約が可能です。ただしこの場合の保険期間は5年が限度となります。

地震保険を
ご契約
できるもの

居住用の建物および家財です。

ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品類等は除かれます。

地震保険の
お支払い
金額

損害の状態に応じて5~100%の保険金をお支払いします。

損害の程度	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部 (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	家財の損害額	
全損	時価の50%以上	時価の80%以上	建物・家財それぞれのご契約金額の100%(時価が限度)
半損	時価の20%以上50%未満	時価の30%以上80%未満	建物・家財それぞれのご契約金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	時価の3%以上20%未満	時価の10%以上30%未満	建物・家財それぞれのご契約金額の5%(時価の5%が限度)

(注)お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆円の割合によって削減されます。

地震保険の
保険金額

セコム安心マイホーム保険における建物、家財の保険金額の30~50%です。

セコム安心マイホーム保険における建物、家財の保険金額(ご契約金額)の30~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額(ご契約金額)を定めていただきます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。)

おトクな割引制度もご用意しています!

住宅の耐震性能に応じた割引制度として、所定の確認資料をご提出いただければ、地震保険料率に割引が適用されます。

① 建築年割引

昭和56年6月1日以降建築された建物およびその収容家財について適用します。

割引率 **10%**

確認資料:建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等が発行する書類(写)

公的機関等とは国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。

② 耐震等級割引

建物の耐震等級に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

耐震等級	3	2	1
割引率	30%	20%	10%

法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準。住宅性能評価機関が発行する所定の評価書に記載されているもの。

確認資料:建設住宅性能評価書(写)、耐震性能評価書(写)等

注:上記2つの割引を重複して適用することはできません。

上記の割引は、平成13年9月30日以前危険開始の地震保険契約に保険期間の途中で適用することはできませんので、ご注意ください。

価額協定保険特約について

再調達価額でお支払い

再調達価額でご契約いただきますので、保険金額を限度に、建物の再築・修理、家財の再取得に必要な費用を全額お支払いします。ただし明記物件については、時価額を基準としたお支払いになります。

再調達価額とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。

全損の場合はさらに特別費用保険金を

全損(全焼・全壊)となった場合には、損害保険金の10%に相当する額(ただし1事故・1構内につき200万円限度)の特別費用保険金を別途お支払いします。

保険金額調整等に関する追加条項について

保険期間が5年を超える長期のご契約の場合で、建築費または物価の変動等に伴い建物の価額が上昇または下落し、建物の保険金額(ご契約金額)を調整する必要が生じた場合には、当社よりご案内いたします。この場合、調整により建物の保険金額(ご契約金額)が増額となる場合で、ご請求した保険料をお支払いいただけない場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、建物の保険金額(ご契約金額)が減額となる場合には保険料をご返還することがあります。

保険金のお支払い条件

	お支払いする場合	お支払いする保険金																				
物保	1.火災 2.破裂・爆発 3.落雷 4.風災・ひょう災・雪災(20万円以上の損害が生じたとき) 5.建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 6.給排水設備の事故による水もれ、放水または溢水による水ぬれ 7.騒ぎよう・労働争議に伴う暴力もしくは破壊行為 8.盗難	損害額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{評価額(時価)}} \times 80\%$ (ただし、ご契約金額または損害額のいずれか低い方が限度となります。) 家財をご契約の場合、通貨、預貯金証書等の盗難による損害は (1)現金は1事故・1構内につき20万円を限度としてお支払いします。 (2)預貯金証書(預金証書、貯金証書をいし通帳・現金自動支払機用カードを含む)は、1事故・1構内につき200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度として実際の損害額をお支払いします。																				
	9.持ち出し家財の損害 家財(現金、預貯金証書を除く)が一時的に持ち出され日本国内の他の建築物内において1~8の事故により損害を受けたとき	損害額(1事故につき100万円または家財のご契約金の20%のいずれか低い額が限度)																				
	10.水害 (1)建物、家財がそれぞれの評価額の30%以上の損害を受けたとき (2)(1)以外で床上浸水(居住の用に供する部分の床をこえる浸水、以下同じ)により、保険の対象である建物・家財がそれぞれの評価額の15%以上30%未満の損害を受けたとき (3)(1)(2)以外で床上浸水により保険の対象である建物・家財が損害を受けたとき	(1)ご契約金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{評価額(時価)}} \times 70\%$ (注)左記における「ご契約金額」が「評価額」をこえるときは「評価額」となります。 (2)ご契約金額 × 10%(1事故で同一構内の事故による保険金を合算して200万円限度) (注)ご契約金額 > 評価額のとき 評価額 × 10% (3)ご契約金額 × 5%(1事故で同一構内の事故による保険金を合算して100万円限度) (注)ご契約金額 > 評価額のとき 評価額 × 5%																				
傷害	11.傷害 日本国内外で、ご契約者やご家族が交通事故または敷地内でケガをされたとき(ガス中毒を含みます) 日本国内または国外での交通事故(自動車にはねられた・駅のホームでケガをしたなど) 敷地内での傷害事故(階段でころんでケガをした・ベランダから落ちてケガをしたなど)	1口につき次の金額をお支払いします。(最高25日までご加入できます。) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>死亡保険金</th> <th>後遺障害保険金</th> <th>入院保険金(日額)</th> <th>通院保険金(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>50万円</td> <td>1.5万円~50万円</td> <td>600円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>30万円</td> <td>9千円~30万円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>親族</td> <td>20万円</td> <td>6千円~20万円</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金(日額)	通院保険金(日額)	本人	50万円	1.5万円~50万円	600円	400円	配偶者	30万円	9千円~30万円	300円	200円	親族	20万円	6千円~20万円	200円	100円
		死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金(日額)	通院保険金(日額)																	
本人	50万円	1.5万円~50万円	600円	400円																		
配偶者	30万円	9千円~30万円	300円	200円																		
親族	20万円	6千円~20万円	200円	100円																		
賠償責任	12.個人賠償責任 13.借家人賠償責任	損害賠償金をお支払いします。 応急手当、護送、診察などの緊急費用もお支払いします。 訴訟となったときの費用もお支払いします。 賠償額の決定には事前に当社の承認が必要です。																				

	お支払いする場合	お支払いする保険金
費用	臨時費用 1~7の事故により保険金がお支払されたとき	損害保険金 × 30%(1事故・1構内につき100万円が限度)
	残存物取片づけ費用 1~7の事故により保険金がお支払されたとき	残存物を取り片づけるのに実際にかかった費用(損害保険金の10%が限度)
	損害防止費用 1~3の事故について損害の防止・軽減のために支出した費用または有益な費用	実費 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{評価額(時価)}} \times 80\%$ (ただし、実費が限度となります。)
	失火見舞費用 1~2の事故により他人の所有物に損害が生じたとき	1被災世帯につき20万円(1事故につき総額でご契約金額の20%が限度)
	地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生したとき (1)建物または家財を収容する建物が半壊以上になったとき (2)家財が全焼になったとき	ご契約金額 × 5%(1事故・1構内につき300万円が限度) 地震保険金とは別にお支払いします。
	修理費用 賃貸住宅にお住まいの方が1~8の事故により、借戸室が破損または汚損した際に、家主との契約により小修理費用を負担した場合にお支払いします。	実費 - 3,000円(家財のご契約金額の20%が限度)
	火災・盗難危険軽減費用(セキュリティ・グレードアップ費用) 1,2,または8の事故により3万円以上の損害を被ったとき	危険軽減のために新たに負担した費用(1事故・1構内につき20万円が限度)

	お支払いする場合	お支払いする保険金
特約	類焼損害特約 ご契約された建物もしくは収容家財または、ご契約された家財もしくは収容建物から発生した1,2の事故により、類焼補償対象物(居住用建物でその全部または一部で世帯が現実生活を送っているものまたは収容家財)が損害を受けた場合	保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。 (契約年ごとに1億円が限度)
	ドアロック交換費用担保特約 日本国内においてご契約の対象である建物またはご契約の対象である家財を収容する建物のドアの鍵が盗難されたため、錠の交換のために費用を支出した場合	実費(1事故につき3万円限度)
	破損・汚損損害等担保特約 1~8(現金、預貯金証書の盗難を除く)9以外の不測かつ突発的な事故	建物をご契約の場合 (損害額 - 保険証券記載の免責金額) × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{評価額(時価)}} \times 80\%$ (ただし、ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度となります。) 家財をご契約の場合 損害額 - 保険証券記載の免責金額 (保険証券記載の支払限度額が限度) ただし、日本国内の他の建築物外で生じた1~8の事故による持ち出し家財の損害については、損害額(1事故につき100万円または家財のご契約金額の20%のいずれか低い額が限度)

保険金をお支払いできない主な損害または傷害

地震、噴火、津波(地震保険をご契約された場合を除きます) 火災等の事故の際の紛失・盗難 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難(家財に破損・汚損損害等担保特約を付帯された場合を除きます)
旅行、買い物等のため、一時的に持ち出された家財である「自転車または原動機付自転車(排気量125cc以下のもの)」、盗難 保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)、保険金受取人、それらの法定代理人・役員、故意、重大な過失、法令違反 保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 戦争、革命、内乱、暴動など 核燃料物質などによる事故

その他ご注意いただきたいこと

- お引受対象は、居住の用に供する建物またはこれに収容される家財です。ただし、木造の共同住宅で、戸室数が以上の建物およびその収容家財を除きます。
また、家財をご契約の場合、貴金属、宝石、書画、骨とうなどで1個または1組の価額が30万円を超えるもの、または有価証券、自動車、稿本(本などの原稿)、設計書等は申込の際、明記していただきませんと保険金支払いの対象とはなりません。
- 公的融資を受けている場合について
住宅金融公庫等公的融資を受けている建物は、お引き受けできません。
- クーリングオフについて
ご契約のお申し込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回(クーリングオフ)を行うことが出来る場合がありますので、お問い合わせください。ただし、1年契約の場合は対象となりません。

(4)損害保険契約者保護機構について

引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、削減されることがあり、こうした場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。個人向け火災保険・傷害保険・自動車保険等は補償対象契約として、削減額のうち一定金額まで保護の対象となります。(詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。)

万一事故にあわれたら!

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または最寄りの当社営業店にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約の日から1ヶ月経過後も保険証券が届かない場合には、最寄りの当社営業店にお問い合わせください。
当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。

このパンフレットは概要を説明したものです。またご契約の際は必ず「重要事項説明書・ご契約のしおり」をご覧ください。

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2セコム損保ビル TEL 03-5216-6111(代表)

www.secom-sonpo.co.jp

お問い合わせ先

株式会社 英貴総合保険事務所
〒661-0975
兵庫県尼崎市下坂部4-13-7
TEL 06-6495-1066
FAX 06-6491-1029